

別 紙

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点  
(市 町 村 (保 険 者))

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
第1 体制等の整備 1 介護保険事務の実施体制  2 諸規程の整備	介護保険事務が適切に実施できる体制となっているか。  関係条例、規則等が整備されているか。	
第2 被保険者の資格管理に関する事務 1 被保険者の資格管理	法令に基づく届出又は公簿等の確認により、被保険者の資格得喪等の処理は適切に行われているか。	法第12条
	1 資格取得 ・第1号被保険者（65歳到達者、転入者、日本国籍を有しない者）の被保険者資格の把握は適切か。	法第10条 規則第23条、第24条
	2 資格喪失 ・死亡、転出の届等が遅滞なく処理されているか。	法第11条 規則第32条
	3 適用除外者の管理 ・65歳以上の者であって、身体障害者療護施設その他適用除外施設に入所（院）している者の把握は適切か。	施行法第11条 規則第170条、第171条
2 住所地特例の管理	介護保険施設入所により住所を変更した被保険者について、施設入所時、施設継続入所時の住所地特例の管理は適切に行われているか。	法第13条 規則第25条
3 被保険者証の交付	被保険者証の交付及びその被保険者台帳への記録は適切に	法第12条

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>・更新等</p> <p>4 被保険者台帳の管理</p> <p>第3 要介護認定、要支援認定に関する事務</p> <p>1 要介護（要支援）</p>	<p>なされているか。</p> <p>1 被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者並びに第2号被保険者で要介護（要支援）認定を受けた者及び被保険者証の交付を申請した者への交付処理は適切か。</li> </ul> <p>2 再交付及び返還の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の再交付は遅滞なく行われているか。</li> <li>・被保険者台帳への記録は適切に行われているか。</li> <li>・旧被保険者証の返還は適切になされているか。</li> </ul> <p>3 検認又は更新の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期限、更新年月日の被保険者台帳への記録は適切か。</li> <li>・旧被保険者証の返還は適切になされているか。</li> <li>・検認又は更新は遅滞なく行われているか。</li> </ul> <p>4 氏名等変更の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、住所及び世帯の変更届が遅滞なく処理されているか。</li> </ul> <p>各種届等の情報について、被保険者台帳への記録、管理が適切に行われているか。</p> <p>要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定及び要</p>	<p>規則第26条</p> <p>規則第27条</p> <p>規則第28条</p> <p>規則第29条～第31条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
認定等に関する事務	<p>介護区分の変更認定に関する事務は適切に行われているか。</p> <p>1 被保険者等の市町村に対する認定申請は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の申請代行は被保険者又はその家族の意向を踏まえ適切に行われているか。</li> </ul> <p>2 市町村職員の認定調査は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の心身の状況、その置かれている環境、病状及び当該者が現に受けている医療の状況について適切な調査が行われているか。</li> </ul> <p>3 指定居宅介護支援事業者等の認定調査は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の心身の状況、その置かれている環境、病状及び当該者が現に受けている医療の状況について適切な調査が行われているか。</li> </ul> <p>4 身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等について医師の意見が求められているか。</p> <p>5 市町村から認定調査の結果及び医師の意見が介護認定審査会へ適切に通知されているか。</p> <p>6 被保険者への通知は適切に実施されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請から30日以内に処分しているか。</li> </ul>	<p>法第27条、第32条 規則第35条、第49条</p> <p>法第27条、第32条 規則第36条</p> <p>法第27条、第32条</p> <p>法第27条、第32条</p> <p>法第27条、第32条</p> <p>法第27条、第32条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>2 職権による要介護 区分変更及び取消</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日時を要する特別な理由がある場合は、その理由と処理見込期間が通知されているか。</li> <li>・介護認定審査会の意見が、被保険者証に適切に記載されているか。</li> </ul> <p>7 有効期限までに更新手続は適切に行われているか。</p> <p>8 要介護状態区分の変更の認定申請に係る処理は適切に行われているか。</p> <p>職権による要介護状態区分の変更及び要介護（要支援）認定の取消しに係る処理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況について適切な調査が行われているか。</li> <li>・変更の認定若しくは取消しを行う旨等を記載した書面で通知しているか。</li> <li>・要介護状態区分の変更の認定は、被保険者証の提出を求め、変更後の要介護状態区分及び介護認定審査会の意見を記載し返付しているか。</li> <li>・要介護（要支援）認定の取消しは、被保険者証の提出を求め、要介護状態区分（要支援者に該当する旨）及び介護認定審査会の意見を削除して返付しているか。</li> </ul>	<p>法第28条、第33条 規則第39条～第41条</p> <p>法第29条 規則第42条</p> <p>法第30条、第31条、第34条 規則第44条～第48条、第56条</p> <p>法第30条</p> <p>法第31条</p> <p>法第36条</p>
<p>3 住所移転者に係る</p>	<p>1 転出者に対する要介護（要支援）認定に係る事項を証明</p>	<p>法第36条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>要介護（要支援）認定</p> <p>第4 介護認定審査会の設置等</p> <p>第5 保険給付</p> <p>1 受給者の記録管理</p> <p>(1) 受給者台帳の管理</p> <p>(2) 給付制限等の管理</p>	<p>する書面（受給資格証明書）の交付が適切に行われているか。</p> <p>2 転入者の要介護（要支援）認定に係る事務が適切に行われているか。</p> <p>介護認定審査会の設置・運営は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の選任は適切か。</li> <li>・開催時期は適切か。</li> <li>・合議体を構成する委員の定数は適切か。</li> <li>・認定調査の結果及び主治医意見書の内容に基づいて審査判定が行われているか。</li> </ul> <p>被保険者等からの要介護（要支援）認定申請等に基づき、受給者台帳が作成され、適切に管理されているか。</p> <p>1 正当な理由なくサービス利用に関する指示に従わないこと等によって状態を悪化させた場合等の給付の制限が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付の全部又は一部の制限</li> </ul>	<p>法第14条～第17条、 第27条、第32条 施行令第5条～第9条 「介護認定審査会の運営について」(11. 9. 13. 老発597号局長通知) 「要介護認定等の実施について」(11. 7. 26. 老発499号局長通知)</p> <p>法第63条～第65条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(3) 利用者負担額の 減免者の管理	<p>2 保険料を滞納している要介護被保険者等について、支払方法の変更等の管理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証への支払方法変更の記載</li> <li>・保険給付の全部又は一部の一時差止</li> <li>・医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する支払い方法の変更及び保険給付の一時差止</li> <li>・時効による保険料徴収権消滅期間がある場合の保険給付額の減額等</li> </ul>	<p>法第66条～第69条</p>
	<p>1 施設入所者の食事提供に係る標準負担額の減額について適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の要介護被保険者による申請</li> <li>・内容審査</li> <li>・介護保険標準負担額減額認定証の交付</li> <li>・減額情報の記録（受給者台帳）</li> </ul>	<p>法第48条 規則第79条の2～第79条の5</p>
	<p>2 1割定率負担が困難である場合の減免について適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等特別の事情のある要介護（要支援）被保険者による申請</li> <li>・内容審査</li> <li>・利用者負担額減額・免除認定証の交付</li> <li>・減免情報の記録（受給者台帳）</li> </ul> <p>3 法施行日における特養入所者の利用者負担額の減免が適切に行われているか。</p>	<p>法第50条、第60条 規則第83条、第97条</p> <p>施行法第13条 規則第171条の2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(4) 国保連合会への 情報提供</p> <p>2 給付実績の記録管 理等</p> <p>(1) 居宅介護(支援) サービス計画管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額の減免申請</li> <li>・内容審査</li> <li>・利用者負担額減額・免除認定証の交付</li> <li>・減免情報の記録(受給者台帳)</li> </ul> <p>受給者異動等情報は遅滞なくかつ適切に国保連合会へ提供 されているか。</p> <p>1 要介護(要支援)被保険者から居宅介護(支援)サービ ス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨の届 出(事業者の変更の場合を含む。)等が適切に行われてい るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼先の指定居宅介護支援事業者名の被保険者証への記 載及び受給者台帳への記録</li> </ul> <p>2 要介護(要支援)被保険者自身が作成した居宅介護(支 援)サービス計画の管理が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護(支援)サービス計画の受付及び支給限度額の 範囲内であるかについての確認</li> <li>・自己作成である旨の被保険者証への記載</li> <li>・居宅介護(支援)サービス計画の保管</li> <li>・居宅介護(支援)サービス計画に変更があった場合の管 理</li> <li>・給付管理票の作成及び国保連合会への送付</li> </ul>	<p>法第41条、第48条</p> <p>法第46条、第58条 規則第77条</p>